

政令第 号

国土交通省組織令の一部を改正する政令

内閣は、国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）第七条第五項及び第二十一条第四項の規定に基づき、この政令を制定する。

国土交通省組織令（平成十二年政令第二百五十五号）の一部を次のように改正する。

第二十条第一項中「四人」を「五人」に改める。

「環境政策課

第三百三十条中

を「技術・環境政策課」に、「貨物課」を

「貨物課

に改める。

技術政策課」

安全・環境基準課」

第三百三十一条第九号中「環境政策課」を「技術・環境政策課」に改める。

第三百三十二条第一号中「環境政策課」を「安全・環境基準課」に改める。

第三百三十三条を削る。

第三百三十四条（見出しを含む。）中「技術政策課」を「技術・環境政策課」に改め、同条中第五号を第十号とし、第四号を第九号とし、同条第三号中「環境政策課」を「安全・環境基準課」に改め、同号を同条第

六号とし、同号の次に次の二号を加える。

七 道路運送車両の使用に必要な物資の流通及び消費の増進、改善及び調整に関すること（安全・環境基準課の所掌に属するものを除く。）。

八 道路運送車両及びその使用に必要な機械器具に関する自動車局の所掌に係る資源の有効な利用の確保に関すること。

第三百三十四条第二号中「こと（」の下に「安全・環境基準課、」を加え、同号を同条第四号とし、同号の次に次の一号を加える。

五 道路運送車両による公害の防止その他の道路運送車両に係る環境の保全に関すること（安全・環境基準課、審査・リコール課及び整備課の所掌に属するものを除く。）。

第三百三十四条第一号の次に次の二号を加える。

二 自動車局の所掌事務に関する環境の保全に関する基本的な政策の企画及び立案に関すること。

三 道路運送に係る助成のうち環境の保全に係るものに関すること。

第三百三十四条を第三百三十三条とする。

第三百三十五条第四号中「環境政策課」を「技術・環境政策課」に改め、同条を第三百三十四条とする。

第三百三十六条第一号中「環境政策課」を「技術・環境政策課」に改め、同条を第三百三十五条とする。

第三百三十七条第一号中「環境政策課」を「技術・環境政策課」に改め、同条を第三百三十六条とし、同条の次に次の一条を加える。

（安全・環境基準課の所掌事務）

第三百三十七条 安全・環境基準課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 道路運送車両の安全の確保に係る技術上の基準に関すること（審査・リコール課及び整備課の所掌に属するものを除く。）。

二 放射性物質の道路運送車両による運搬に関する規制に関すること。

三 道路運送車両による公害の防止その他の道路運送車両に係る環境の保全に係る技術上の基準に関すること（審査・リコール課及び整備課の所掌に属するものを除く。）。

四 道路運送車両の使用に係る技術上の基準に関すること。

五 道路運送車両の使用に必要な物資の消費の改善に係る技術上の基準に関すること。

第三百三十八条第五号中「環境政策課」を「技術・環境政策課」に改める。

附 則

この政令は、令和二年四月一日から施行する。

理由

国土交通省の所掌事務の的確な遂行を図るため、大臣官房に置かれる技術審議官を一人追加するとともに、新たに自動車局に安全・環境基準課を置く等の必要があるからである。